

開会 8時59分

○議会事務局落合和之

それでは互礼をもって始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。相互に礼。ご着席ください。それでは委員長、ごあいさつをお願いします。

○13 番倉部光世委員長

改めまして皆さんおはようございます。本日は予算決算特別委員会よろしくお願ひいたします。23日の夜の豪雨に関しましては、委員の皆様も避難所ですとか、被害の状況の見守りですとかしていただいていたと思いますけれども。急な増水、菊川の場合は急に増水で、5丁目下も30軒ほど床下浸水いたしました。

菊川市が大変だと思っていたら、静岡市から磐田、浜松、全域にわたって大きな被害が出ておりました、こんなに広範囲で大きな被害を受けたというのはなかなかなかったことだと思います。県の方の昨日の12時の情報も見ましたが、本当に大きな被害で、静岡市と磐田市でやっとボランティアセンターが開設されたということで、本当に皆で協力していかないと、解決になかなか繋がっていかないと思います。

菊川市としても、給水車はすぐに市長の指示で出されたということで、1台だけですけれども。お互い大変なんですけど、助け合って早く復旧できるようにしていきたいと思います。また議会にも報告等はあると思いますが、やはり備えができていない方が本当に多いというか、今回特に水道止まっている地域でお聞きしています。備えていけるよう、議会としてもこれから皆さんも対応をぜひお願いしたいと思います。今日は審査よろしくお願ひいたします。

○議会事務局落合和之

ありがとうございました。それでは、ここから先の進行は委員長にお願いいたします。

○13 番倉部光世委員長

ただいまの出席委員数は17人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。

本日の議案は9月13、14日に各分科会でご審議いただき、御協力に感謝申し上げます。本日はそれぞれの分科会長から審査内容の報告および質疑を行い、自由討議、採決により特別委員会としての結論を出したいと思っております。なお、質疑については、自身が所属しない分科会への質問に限りお願いします。また、審議内容は会議録で確認することができるため、ご自身で確認をお願いします。議事進行へのご協力をお願いいたします。

それでは協議事項に入ります。9月12日に本特別委員会に審査を付託されました議案第36号令和3年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。それでは総務建設分科会の報告を行います。赤堀総務建設分科会長から審査内容をご報告ください。

○11番赤堀博副委員長

それでは、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会報告。9月12日の本会議において一般会計予算決算委員会に付託された議案第36号令和3年度菊川市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、本分科会の所管事項について9月13日と14日に行った審査内容を報告する。令和4年9月27日菊川市議会一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会長赤堀博。

総務部総務課。主たる質疑。

「入札の種類ごとの件数と第1四半期の入札執行件数は」との問いに、入札総数は303件で、内訳は、土木、建築、設備、上下水道工事などの建設工事が111件、その他測量設計などの業務委託が51件、物品購入や作業等の役務に関するものなどが141件であった。そのうち第1四半期の入札執行件数は、全体で125件、内訳は、建設工事が32件、業務委託が41件、物品購入等の役務が52件であった。第1四半期の執行率は、令和3年度が41.3%に対して令和2年度が36.8%であり、令和2年度と比較すると5%ほど令和3年度のほうが第1四半期の執行率が上がっている。との答弁であった。

地域支援課。主たる質疑。

「犯罪被害者等支援業務5万円の見舞金とあるが、令和3年度の支給件数及び種類と金額、近年の発生状況は。また、本条例を市民に周知する方法は」との問いに、令和3年度の支給件数は1件で、市内で発生した傷害事件の被害者に対し、条例及び条例施行規則に基づき5万円の見舞金を支給した。本件が犯罪被害者支

援条例施行後、1件目の見舞金の支給事案となっており、以後、該当する事案は発生していない。条例の周知は、ホームページや広報菊川への掲載に加え、犯罪被害者相談窓口のパンフレットを作成し、地域支援課や菊川警察署に配架し周知を行っている。との答弁であった。

「協働のまちづくり推進費で、懇話会でのコロナ禍におけるコミュニティ協議会の課題や工夫等の提案をどのように活かすのか。また、新たな取り組みは」との問いに、令和3年度も各地区のコミュニティ協議会では様々な活動に取り組まれたが、コロナ禍による緊急事態宣言やまん延防止重点措置の状況で中止や延期の判断をするなど、思うように活動できない状況が続いている。ただ、コロナ禍の状況においても、できることをできる範囲で実施している地区もあり、今後の判断時の参考とするため共有している。今年度は、昨年度までと比べ既存の活動を何とか実施したい、どうしたら開催できるかについて模索している状況である。との答弁であった。

監査委員事務局主たる質疑なし。自由討議はお読みください。

危機管理部危機管理課。主たる質疑。

「水防総務費、水防計画の変更や修正時に地域防災計画（風水害対策編）との一体性が必要と考えるが、どのように対応しているのか。また、地域独自の計画はあるのか」との問いに、菊川市水防計画は、水防法及び災害対策基本法に基づき作成し、修正は国や県の上位計画に基づき行っている。菊川市地域防災計画では、一般対策編の中で水防計画を位置づけ、水防上、必要な情報の収集や伝達、避難などを定めている。水防計画と地域防災計画との一体性は、水防計画書の変更に伴い、必要に応じ地域防災計画の修正を行い整合を図っている。地域独自の計画は、水防配備体制や基準、水防資機材、避難場所、浸水想定区域における災害時の要配慮者利用施設などを菊川市独自で定め掲載している。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

企画財政部企画政策課。主たる質疑。

「RPA及びAI-OCRの活用についてシステムを組むのは委託か、職員が構築しているのか。委託の場合、費用は。また、テレワークとweb会議の実績は。RPA等の既存システムの活用が可能であるが、活用されていない業務はどの程

度あるか」との問いに、R P Aのシナリオ作成は委託で対応している。委託費用は、ソフト利用料とシナリオ作成等の運用支援として、年額 285 万 1,200 円で契約している。A I—O C Rについては、読み取り設定等を職員が行っており委託はしていない。テレワークについては総務課で所管をしており、1年間で延べ 160 人の実績がある。ウェブ会議については1年間で約 1,490 回の端末利用があった。まだ活用できていない業務数については、R P Aなどのシステム活用は、各課において活用業務の検討をしており、業務の総数が分からないため、活用できていない業務数は把握していない。R P Aは定型的な業務について職員の負担を減らすことができるシステムであり、今後も積極的に活用するよう各課に周知していく。との答弁であった。

「水道料金軽減事業で、市外事業者から給水を受けていて、申請をしなかった 50 世帯への救済は。また、申請をしなかった理由は」との問いに、市内給水事業者から給水を受けている世帯は、菊川市水道料金軽減補助金交付要綱に定められた申請手続きに基づき、補助金を支給した。応募要項では申請期限以降の申請について救済する規定は設けていない。申請をしなかった理由は、聞き取りを行っていないため把握していない。対象世帯には申請書を個別に通知し、ホームページ上でも制度の周知を行ったが申請率は 75.85%であった。なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し実施したものであり、企画政策課で予算計上し、水道課が事業実施主体となり実施した事業である。との答弁であった。

営業戦略課主たる質疑なし。

財政課。主たる質疑。

「行政経営上の課題で、基金の新たな運用方針策定による運用益の確保は」との問いに、令和 4 年度から新たな方針として本市が保有するヒト、モノ、カネ、情報及び地域資源を活用し、最大限の成果を上げる行政経営を進めていくという考えのもとに、本年 2 月に菊川市行政経営推進方針 2022 を策定した。この方針の中では、行政経営上の方向性を示すものとして 3 つの視点を掲げ、それらの視点に基づき、特化して推進する必要がある課題を行政経営課題として設定し、行政経営課題達成プロジェクトという形で、課題の解決を図っていくこととしている。令和 4 年度は初年度に当たるため、今後の進め方のモデルとなるように企画

財政部が中心となって進める。今回2件を行政経営推進本部会に提案し、承認されたため課題として設定した。課題を設定した理由は、「基金の運用に関し、長期財政計画の中で資金の効率的な運用を積極的に推進することを掲げながらも、推進役を担う担当課が不明確で、検討が進んでいなかったこと」や低金利の状況が長期間続く中で「他団体においては既にこのような取り組みが行われており、本市においても早期に具体的な取り組みを進めていく必要がある」という認識のもとに提案をした。現在、債権運用等を含めた資金運用の方針の策定に向け、関係課である会計課と財政課で知識の共有や運用方針案の検討を進めている。今後、地方公共団体金融機構の地方支援業務の一環として派遣されるアドバイザーから助言をいただく中で、本年度中に資金運用方針の策定と運用体制の構築を行う。との答弁であった。

「PFI手法の優先的検討規定の策定に至った経緯と今後のスケジュール、具体的な内容は」との問いに、PFI手法の優先的検討規定の策定は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備を進め、新たな事業機会の創出や、民間投資の喚起による経済成長を実現するために、公共施設等の整備に民間の資金、経営能力、技術的能力を活用していくことも重要である。今後の公共施設等整備において、市が主体となって発注等を行う今までの方式に合わせて、PFI手法の導入の有効性、それを検証した上で事業実施の検討を進めていくことが必要であるということこれまで意識してきたが、本市ではこの導入の有効性や検証を行う仕組みが整っておらず、早期に仕組みづくりを進めていくことが必要であるという考えのもとに今回提案した。テーマについては、内閣府が実施する地方公共団体に対するPFIの優先的検討規定運用支援事業の支援対象団体として選定を受け、国から派遣される支援事業者による支援を受ける中で、先月、第1回目の打ち合わせを行った。今後、庁内での勉強会や検討規定の内容を詰め、今年度中に本市の団体としての規模に合った形で検討規定を策定する予定で進めている。との答弁であった。

「令和2年度までは菊川市行財政改革推進懇話会の会議資料がホームページに公開されているが、令和3年度以降の公開状況は」との問いに、令和2年度までは、菊川市行財政改革推進懇話会の資料をホームページに公表し、財政行政改革推進の状況を公開してきた。しかし、令和3年度以降は、懇話会を休止したこと

や、行政経営システムによる評価の導入などにより、ホームページ上で資料の公開の仕方を変える必要が生じており、掲載内容が不十分なものとなっている。市民に分かりやすい形で公表できるよう、ホームページへの掲載の準備を進めている。との答弁であった。

税務課主たる質疑。

「地方税統一QRコードによる収納のメリットは。また、対象税目決定の論点は」との問いに、QRコードによる収納のメリットは、納税者の利便性向上がある。将来的には全国の金融機関窓口で納付が可能となり、市外、県外など遠隔地でも納付ができる。また、現在、国では令和5年4月からQRコード読み取りにより、クレジットカードによる納付やスマホアプリ等を利用した電子決済サービスによる納付が可能となるよう準備を進めている。これらは、自宅から納付が可能となるため、非接触で納付できるというメリットがある。対象税目決定の論点は、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の種別割は、令和3年度の税制改正大綱で、令和5年度課税分から対応することが明記されており、QRコードの対応が必須となっている。その他の税目は、各地方団体の任意対応だが、地方団体が発布する全ての納付書も、共通納税システムで対応すべきという国の考え方が示されているため、税目によりQRコード対応と非対応が混在することで混乱が起らないよう、市県民税の普通徴収と国民健康保険税の普通徴収も、令和5年度課税分からQRコード対応とする。なお、督促状についても、これまでは金融機関の窓口でしか納付ができなかったが、令和5年度からQRコード及びコンビニで納付ができるバーコード付きの納付書に変更し、納税者の利便性向上を図る。との答弁であった。

会計課主たる質疑。

「会計処理で、歳出・歳入調書の不備の状況と要因は。また、その対策は」との問いに、歳出に関する年間調書総数が3万2,970件のうち不備調書が1,596件、不備割合は4.84%であった。また、歳入に関する年間調書総数が1万5,762件のうち不備調書は70件、不備割合は0.44%であった。歳出調書と歳入調書に共通して最も多い不備内容は、摘要欄の軽微な記載誤りである。これは起票者の認識不足と作成した調書の確認不足、さらには決裁者によるチェック不足が主な要因であると推察する。対応策としては、不備調書数を毎月課別に集計し、結果を年

4回、全庁的に通知し注意喚起を行っている。また、不備調書の誤り箇所を付記した上で各課へ返戻し、訂正し再提出するように指導している。返戻先を所属課長としているため、起票者だけでなく決裁者にも不備の内容の把握と再発防止に努めるようお願いしている。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

生活環境部下水道課主たる質疑。

「浄化槽設置事業費、補助の規模別基数と要望の状況は」との問いに、本事業は浄化槽設置の申請書を受理した順に補助金を交付している。補助金の申請は、予算が終了した時点で受付を終了するため、要望状況の総数まで把握できていない。補助の規模別基数については、5人槽67基、7人槽26基、10人槽7基であった。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

建設経済部建設課主たる質疑。

「河川維持管理総務費、課題に河川愛護団体等への補助金の平準化が必要とあるが、どのようなことか。また、平準化のメリットは」との問いに、菊川市河川改修促進連合協議会の加入団体は33団体あり、今年度は約484万円を支払うことになっている。河川愛護は主に草刈り作業になるが、高齢化やサラリーマン化など仕事の多様化、新型コロナウイルスの影響など社会情勢の変化により、河川愛護活動の実施が厳しくなっているため近年の状況を踏まえ、補助金を見直すことも検討しなければならないと考えている。補助金を見直すためには、河川の幅や断面構造や勾配、その他の条件等活動実態もそれぞれの団体で異なるため、一定の基準を設けることに苦慮している。平準化のメリットは、一定の基準を設けることで、それぞれの河川愛護団体に対して講ずる補助金の公平性や平等性が保たれ、活動実態に応じた補助金の支払いが可能になると考えている。課題解決に向け、近隣市の状況を把握するためアンケートを実施した上で、今後、市民の負担軽減や平準化に向けて取り組んで行く考えである。との答弁であった。

都市計画課主たる質疑。

「空家等対策推進事業費の決算額0円となっているが、その理由は」との問いに、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、予定していた空家研修に参加できなかったことによる旅費及び研修負担金の未執行と、特定空家等に判定す

る建物がなかったことによる役務費の未執行が理由である。との答弁であった。

「空家等対策推進事業費、行政指導通知を 14 件送付とあるが、訪問指導後の相続人の対応は。訪問指導以外 13 件の相手方は前向きな対応があったのか」との問いに、行政指導通知 14 件送付し、訪問指導後の相続人の対応は、14 件のうち 3 件に対し、年度内に 2 回目の指導通知を送付した。ほか 11 件は、草木の繁茂のみ問題がある物件が 5 件、建物の老朽化のみが 1 件、草木の繁茂と建物の老朽化が常習化している物件が 3 件、スズメバチの巣が 1 件、草木の繁茂と建物の老朽化に加えて、ごみの撤去を依頼した物件が 1 件であった。訪問指導以外 13 件の相手方の対応は、通知を送った 11 件のうち 6 件に前向きな対応があり、草木の繁茂の改善は 6 件全てに、建物の改善は 6 件中 2 件あった。との答弁であった。

商工観光課主たる質疑。

「就労支援事業費、企業見学バスツアーで見学した企業はどこか。また、なでしこワークやセミナー、バスツアーによって実際に就職に繋がった件数と、事例、効果は」との問いに、企業見学バスツアーは、落合刃物、川崎工業、三共静岡製作所、東芝キャリア掛川開発センター、日東工業菊川工場、フジオーゼックス、フライスター東海工場、松下金属工業小笠工場、ミクニ菊川事業所の 9 社であった。ツアー参加者は 19 名であり、このうち高校生 1 名が見学した事業所への就職が決まった。バスツアーの効果は、コロナ禍で事業者説明会がオンラインによる開催が増えているため、実際に事業所で働いている様子を見学し、自身がその企業で働く姿をイメージできることで企業への関心を高めることに繋がっている。また、就職希望者と企業の勤務内容等とのミスマッチを防ぐ効果もある。なでしこワークは、ハローワークと共催で 8 回実施しており、延べ 225 人が参加し、就職が決まった人数は、ハローワーク登録者分で 9 名であった。なでしこワークや女性活躍推進事業によるセミナー等は就職に結びつけるためのスキルアップ支援、仕事復帰に対する不安解消にも繋がっているものと考えている。との答弁であった。

「ふるさと納税事業費、返礼品の配送業務等の諸費用と住民税の軽減は。また、今後のふるさと納税の返礼品の在り方をどのように捉えているか」との問いに、寄付の収入は 1 億 5,913 万 8,000 円であり、返礼品や配送業務等の費用が約 7,800 万円かかっている。一方で、菊川市民が市外へふるさと納税したことによ

る住民税の減収は約 6,500 万円であった。この 6,500 万円は住民税としては減収であるが、70%から 75%程度が交付税として算入されるため、ふるさと納税全体としては約 6,500 万円の黒字といえる。今後のふるさと納税返礼品の在り方としては、本来の制度理念である、ふるさとを応援しようという気持ちの醸成も促進しつつ、市内事業者を支援する側面もあることから寄付額を拡大させること、既存返礼品の組み合わせなど量の増加や高額商品なども考えながら、市外の方々に注目いただける返礼品の拡大が重要であると考えている。との答弁であった。

農林課主たる質疑。

「地域特産物推進事業費、地域特産物として推進する作物で、産地化やブランド化を推進しているとあるが戦略は」との問いに、地域特産作物として、茶豆、オリーブ、そら豆、高麗人参の 4 種類を推進している。これまで生産者を増やすための種子等の購入補助のほか、菊川産の特産物であることをイメージできるパッケージの作成、大手飲料メーカーなどの関係企業とコラボした販売企画や試食会による認知度の向上に取り組んできた。地域特産作物とするためには、生産者を増やすことや地域から愛されて応援されることが重要であるので、引き続き生産者を増加させ生産の基盤づくりをしっかりと行い、市民の皆さまの認知度向上を図っていききたい。併せて販路の開拓及び市外、県外への認知度向上にも取り組んでいきたい。今年度は、地域特産作物の見直しを行っており、これまでの取り組みを検証し所得の向上、耕作放棄地対策など、作物の目的をしっかりと確認しながら検討を進め、認知度向上や産地化、ブランド化について検討していききたい。との答弁であった。

茶業振興課主たる質疑。

「農業振興総務費、菊川茶の海外輸出とブランド化についての審議や検討状況は」との問いに、現在新たな茶業振興計画を作成中で、海外輸出はひとつの目玉と捉えている。お茶の輸出量は、国も令和 2 年の現状値から 10 年後には約 5 倍にするという大きな目標を掲げている。菊川市でも有機栽培や輸出について新たな協議会を立ち上げ生産者や J A、関係機関で協議しながらベストな状態をつかっていききたい。また、有機栽培を取り入れることにより、取引単価も上がるためブランド化のひとつだと考える。G 1 登録についても現在国と連携を図りながら進めている。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

消防本部主たる質疑。

「救急活動事業費、救急活動能力を高めるための訓練と研修会の内容は。また、次年度に反映されたことはあるか」との問いに、訓練は、令和3年度は救急に特化した小隊、部隊訓練を635.5時間実施し、本年も8月31日までに260時間実施している。訓練内容は、基本的な行動の確認はもとより、手技の正確性のさらなる向上や救急資機材の取り扱いの習熟に取り組んでいる。3台の救急車の装備機器は同等品が搭載されているが、整備した年式によって操作方法に差異があるため、機器の取り扱い操作の習熟が基本となる。また、救急隊員は3名での出勤が基本となるが、心肺停止事案等の多人数での現場対応に備えた訓練も繰り返している。研修は、心肺停止事案について病院の担当医師から事後に検証表で指示をいただき、救急係全員で再検証する。さらに、特殊な事案や医師が必要と判断した事案は、菊川市立総合病院、市立御前崎総合病院、中東遠総合医療センターの医師や看護師、近隣消防本部の救急隊を交え、会議形式により病院ごと検証会を実施している。静岡県西部ドクターヘリ事後検証会も月に一度開催され、要請した案件中の特殊事案等を、静岡県西部地区の消防で主に検証している。外部機関が主催する検証会や研修会に、令和3年度は延べ313人の職員を参加させ、知識の向上にも努めている。また、救急救命士は2年間で128ポイントの再教育実習が義務付けられているため、病院での再教育を年間24時間行うなどの計画を作成し、技術や知識、資質向上及び維持に取り組んでいる。反映は、様々な現場を想定した訓練や検証会、研修会で取り上げられた特殊な事案を署内で検証するなどしたことでドクターヘリや警察、JR等の機関との連携や救急処置の優先順位、スムーズな搬送に反映できている。との答弁であった。

「コロナ感染症による救急業務要請と対応への課題は」との問いに、令和2年3月から現在までのコロナ陽性者及びその可能性がある救急搬送は、昨日までの出勤で83件となっている。特に7月から救急要請が急増しており、7月8月だけで41件出勤している。救急隊員から感染者を出していないことは、コロナ対応の訓練を早い段階から菊川市立総合病院などで行ってきたことによる成果と感じている。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

議会事務局主たる質疑。

「公用車管理費において、議長車の取り扱いの課題と方向性を今後どのように決定するのか」との問いに、議長車は、議長が出席する会議、議長会等の出席に使用し、年間 25 回ほどを見込んでいる。本来であれば、市内イベントや会議にも平日、休日を問わず稼働させればもっと増えるが、専属の運転手がないため事務局職員が運転手として随行し、業務ができない時間が増えてしまうため、市内は議長が自家用車で出席している。今年度もコロナ関係で中止となったものもあるが、できる限り平日、休日を問わず事務局職員が運転をしていくように考えている。しかし、事務局職員が随行することで、他の会議や事務が煩雑化してしまうケースもあるため、議長車の取り扱いに関しては臨機 応変に考えていく。近隣市の中では、御前崎市議会と菊川市議会だけが議長専属の運転手がない現状であるが、運転手の雇用は難しく、事務局長と係長が運転しているのが現状である。

自由討議はお読みください。以上です。

○13 番倉部光世委員長

ありがとうございました。総務建設分科会の報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

○11 番赤堀博副委員長

次に教育福祉分科会の報告を行いたいと思います。倉部教育福祉分科会長審査内容をご報告ください。

○13 番倉部光世委員長

それでは、一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会報告を行います。9月12日の本会議において一般会計予算決算特別委員会に付託された、議案第36号「令和3年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、本分科会の所管事項について、9月13日と14日に行った審査内容を報告する。令和4年9月27日菊川市議会一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会長倉部光世。

生活環境部市民課主たる質疑。

「社会保障・税番号制度事業費、マイナンバーカード普及率が45.29%になり16.76ポイント上昇したが、この増加割合をどう評価するか。また、事務の効率

化や課題解決に向けた リットの発信と P Rはどのようにしているのか」との問いに、普及率は 14.2%だったものが、令和 2 年度に 14.3 ポイント増の 28.5%、令和 3 年度で 16.8 ポイント増の 45.3%となり、前年度を上回る結果となったことは高く評価できる。事務の効率化、課題解決に向けたメリットの発信と P Rについては、行政手続等では、転入・転出手続きの際にマイナンバーカードの 情報を読み取ることでシステムへの入力作業が一部省略できる。証明書等のコンビニ交付は 市民課窓口での処理件数の軽減や混雑緩和につながっている。現状、マイナンバーカードを 活用した行政サービスのシステム構築が進んでいるとは言えないことが、交付率が伸び悩んでいる原因の一つである。市としては、国の方針に注視し、今後もシステム改修や各種発信 媒体を使った市民への周知などを適切に行っていく。との答弁であった。

「社会保障・税番号制度事業費、マイナンバーカードの今後の交付率向上の予測と課題 は」との問いに、本年 8 月末時点のマイナンバーカード交付率は 49.1%となっており、昨年度末から 3.8 ポイント上昇している。今後もこのペースで交付件数が伸びていくと、令和 4 年度末には 52 から 53%に届くのではないかと予測をしている。今後もカードのメリットについて周知を行うとともに、先進自治体の取組事例を参考にしながら市民がカードを申請し やすい環境づくりに努めていく。との答弁であった。

「戸籍住民基本台帳総務費、コンビニ交付での証明書交付に関わる原価は 1 件当たりどの 程度まで下がっているのか」との問いに、令和 3 年度はコンビニ交付の運用経費である交付 手数料、システム保守料、証明書交付センター負担金の合計が 809 万 7,564 円であり、これを令和 3 年度のコンビニ交付件数 3,459 で割った 1 件当たりの経費は 2,341 円になる。同様に計算した令和 2 年度の交付 1 件当たりの経費は 4,821 円で、令和 2 年度と 3 年度の比較で 2,480 円下がっている。との答弁であった。

「後期高齢者医療事務費、特別対策補助金の目的と受診勧奨への活用実績の内容説明を」との問いに、静岡県後期高齢者医療広域連合から交付される特別対策補助金の交付対象事業 のひとつに静岡県後期高齢者医療広域連合第 2 期データヘルス計画に定める事業があり、その中の市町との連携事業に健診未受診者への健康診査受診勧奨がある。当該事業の実施に当たり、特別対策補助金の交付を受け

ており、受診勧奨通知の封筒印刷代が7万6,560円、未受診者4,416人への郵送代32万2,368円の合計39万8,928円が活用実績額となる。受診勧奨を行ったことで、令和2年度受診率29.88%から令和3年度受診率は、暫定値で31.20%と向上させることができた。との答弁であった。

環境推進課主たる質疑。

「環境美化推進費、不法投棄の処理81件4,830kgはどのような物が投棄され、情報提供協定事業所からの通報は何件か。不法投棄を減らす対策はどのようにされているか」との問いに、81件の不法投棄は市民等からの通報により回収を行った件数となっており、昨年度は情報提供事業所からの通報はなかった。不法投棄物としては、家電製品、ソファ、テーブル、農業用シート、パレットなど様々な物がある。そのほか、自治会の資源収集や赤土リサイクルステーションでの資源回収で資源化できないものを不法投棄として処理している。不法投棄を減らす対策としては、不法投棄監視カメラの貸出し、不法投棄看板の配付を行っている。また、県内一斉パトロールを6月と12月の年2回行っている。との答弁であった。

「動物愛護管理費、猫への補助金の受入れは上限であったのか。もっと要望があったのではないか。令和3年度予算の上限はいつ判断したのか」との問いに、猫への補助金は予算の上限まで対応した。猫が捕まれば申請できるため、事前に要望があっても、捕まらなければキャンセルになってしまう。予算が上限に達したときには、予約をしている方に手術が可能か確認を取っている。年度によって違いはあるが、令和3年度予算の上限は1月から3月に判断した。との答弁であった。

「地球温暖化対策費、自然エネルギー利用促進補助金の交付は上限か。もっと要望があったのではないか」との問いに、前年度も多く要望があり、9月補正で54万の増額補正をしたが、10月で終わってしまった。その後の申請に関しては次年度で対応できる方については次年度に対応した。という答弁であった。

「公害対策推進費、河川の水質検査を実施して、BOD値は基準値以下で推移をしているが、さらなる水質向上にはどのような対策と改善が必要か。また、騒音調査と振動検査の結果はどうであったか」との問いに、BOD値に関しては、前年度は採取時の気象条件等により若干BOD値が高くなった地点があるが、近年はかなり改善されている。対策と改善については、下水道、水道トータルでの

周知、合併浄化槽の推進がかなり大きいと考える。騒音調査については、主要幹線を対象に自動車騒音を常時監視しており、検査結果はいずれも基準値以下で問題はない。振動検査については、県道掛川浜岡線、高橋、南山付近と吉田大東線の本所で通行量の増加に伴い、特に大型車両の通行の際に隣接が揺れるとの苦情が当課と袋井土木事務所に寄せられたため、急遽調査を実施した。検査結果はいずれも措置要請限度を超えない数字であった。との答弁であった。

小笠市民課主たる質疑。

「旧小笠支所管理費、決算額 191 万 2,947 円、令和 4 年度予算は 89 万 3,000 円だが、解体に関わる協議はされているか」との問いに、現状、東館では、水道事務所として水道課と水道料金お客様センターが業務を行っている。西館には、小笠地区の選挙用物品、水道課の資材等が保管されている。東館は水道課、西館は小笠市民課で管理をしている。西館の解体については、長期財政計画で令和 8 年度以降に解体することとされている。現在、西館の解体に関わる協議は、全庁的での協議はなく、課内で施設の状況を再確認し、どのような解体方法があるのかを引き続き検討している。東館と西館共に老朽化が進んでおり、解体の費用を考えれば、東館と西館を同時に解体撤去することが理想と考えているが、東館については水道課が入っているため、同時に撤去できない場合は、長寿命化を考える必要もある。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

健康福祉部福祉課主たる質疑。

「社会福祉援護費、執行率の内訳は。また、法外援護 16 件の詳細は」との問いに、執行率 15.4%の内訳と援護費の各項目については、通信運搬費、生活維持給付金、自立支援金、法外扶助費、援護費、行路病人等処理費という予算立てがされている。通信運搬費は、緊急携帯、あるいは自立支援金の案内通知の郵送料である。6 万円のところ 5 万 9,271 円で、執行率は 98.8%となった。生活維持給付金は 68 万円のところ 8 万円で、執行率は 11.8%。自立支援金は 566 万 5,000 円のところ 62 万円の使用で、10.9%であり、執行率の低い原因の主な二大要素となっている。法外援護が予算の 51.1%、援護費が 86.4%、行路病人は対象者がなく 18 万円予算があるが 0%となっている。法外援護の 16 件については、次の支援までのつなぎ、あるいは、入金が確定している方への支援である。16

件の内訳は、宿泊代が出せないDV被害者やホームレスの方への宿泊費の支援が7件、フードバンクを利用するための送料支援が4件である。また、県の社会福祉協議会の貸付制度の利用のための住民票手数料300円の支払いが1件。火葬の手続きを行う親族がなく、友人が火葬を行うことになったケースが1件。滞納により電気が止まるという方への支援が1件。生活保護を受けているが、入院費用の自己負担分が年金と生活保護費では支払えないという方への支援が2件、合計で16件となっている。との答弁であった。

「社会福祉援護費、扶助費の見通しはどのようにしているのか」との問いに、扶助費の見通しは、最終補正予算を計上する時期が1月頃になる。この際、生活維持給付金が49世帯から25世帯、自立支援金は42世帯から27世帯へと縮小をしている。その時点では、新型コロナウイルス感染症の蔓延が不確定要素として残っていたため、それを想定した金額で減額している。との答弁であった。「生活困窮者自立支援事業費の内容説明を。扶助費残の理由は。今後、企業倒産の増加が懸念されるが、困窮者の発生をどのように推測し、対応していくのか」との問いに、扶助費残については、住居確保給付金の影響によるものであり、見込みほど利用されなかったことが原因となっている。困窮者の発生の予測、対応については、菊川市社会福祉協議会へ自立相談支援事業を委託しており、同じ施設内に自立支援機関窓口と生活福祉係、生活保護を担当する窓口があり、ハローワークとも随時連携を取っている。今後も関係機関と情報共有、連携を取り、今後の動向を予測しながら対応していく。との答弁であった。

長寿介護課主たる質疑。

「高齢者等社会福祉費、老人クラブの実態は」との問いに、現在、シニアクラブ菊川に所属されているクラブ数は11クラブであり、会員数は4月1日時点で235人である。年々、団体数・人数ともに減少している傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて活動が制限されている。クラブへの加入を呼びかけるチラシを連合会事務局で作成し、各団体にチラシを配布、回覧し、加入促進に取り組んでいる。との答弁であった。

「在宅福祉費、在宅寝たきり老人等介護者手当事業2,254人の種類別の件数と金額は」との問いに、この事業は、要介護3以上の方を在宅で同居しながら6か月以上継続して介護をしている方に対して手当を支給している。1か月3,000円

を4か月ごとに年3回に分けて介護者に支給するものであり、要件に当てはまる方が延べ2,254人分、扶助費で673万2,000円である。との答弁であった。

「シルバー人材センター活用推進費、シルバー人材センターの会員確保が困難になっているが事業整理等の検討をしているか。また、会員確保のためのサービス拡大事業をどのように実施したか」との問いに、高年齢者等の就業機会の増大と福祉の増進を図るため、シルバー人材センターが実施する事業に支援を行うものである。業務内容によっては、難しい作業で安全性が確保できない、野外の作業で体力面に不安が感じられるという中で、人材の確保が難しい状況である。会員確保のためのサービス拡大事業については特段できていない状況であるが、現在、会員向けに資質向上のための研修会を行っており内容を工夫し実施をしている。との答弁であった。

健康づくり課主たる質疑。

「医療救護費、残額が非常に多いが理由は」との問いに、需用費残の理由は、令和2年度に国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、抗原定性検査キットの購入事業を計画した。当初、検査キットの単価を5,000円とし、1,500個の備蓄を予定し、令和2年度補正予算第12号において825万円を予算計上したが、年度末であり、時期的に年度内の執行が困難なため、825万円全額を次年度、令和3年度に繰越しをした。令和3年度に事業を発注したところ価格が下がり、132万5,280円で1,500個が確保できた。繰越明許費であることから、そのまま予算額として計上している。との答弁であった。

「予防接種費、全体的に接種率が低いと感じるが、目標数値は」との問いに、予防接種は予防接種法に基づき乳幼児が接種するものが中心であるA類疾病と、主に個人予防に重点を置き努力義務や接種勧奨がないB類疾病があり、現在、健康づくり課では、成人の個人予防に重点を置いた高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌、風疹の抗体検査、予防接種等を委託している。高齢者の肺炎球菌ワクチンは、65歳以上の5歳刻みの年齢の方を対象に接種を行っており、新たに65歳など対象となった方が主に接種されているものと考えている。風疹の抗体検査、接種は、対象が昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性と決まっているなか、令和3年度は3か年目となっていることから検査率が低いと考えている。希望者接種として接種率の目標は持っていないが、啓発活動は行い、周知及

び接種は進めていきたい。との答弁であった。

「地区組織活動推進費、委託先がたくさんあるが、事業ごとの参加人数は。委託費残の内容は」との問いに、健康づくり推進委員会は推進委員 121 人である。参加人数は、8020 歯科 研修会が 44 人。運動研修が 69 人。普通救命講習が 11 人。こころの健康づくり講演会が 29 人。食と健康づくり講演会が 25 人。その他地区活動として 2 回、延べ 170 人。自治会活動として 121 回、延べ 1,676 人である。また、健康づくり食生活推進協議会への委託事業の実績については、健康づくり食生活推進委員の全体研修は年 27 回計画し、12 回開催、参加人数は延べ 96 人。食生活推進委員育成セミナーは年 8 回計画し、4 回開催、参加人数は延べ 31 人。男性の料理教室は年 5 回計画し、3 回開催、参加人数は延べ 15 人。新型コロナウイルス感染症拡大で中止等が余儀なくされているが、延べ 166 人の方が参加した。委託費残の内容は、健康づくり食生活推進協議会への委託事業のうち、予定されていた事業 40 回が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、19 回の開催となったこと、視察研修が中止となったことなどから実績に応じて減額したためである。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

こども未来部こども政策課主たる質疑。

「地域子ども・子育て支援事業費、子ども・子育て会議での利用定員設定・公立園の運営形態について内容説明を」との問いに、定員設定は、子ども・子育て会議において、特定教育、保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し市長に意見を述べることができるため、令和 4 年 4 月 1 日から定員を変更する 2 園の利用定員を、子ども・子育て会議へ諮った。変更内容は、認定こども園西方こども園の園舎の移転・新設に伴い、これまで 99 名だった利用定員を 119 名とし、20 名の利用定員数を増員。また、認定こども園みなみこども園は、令和元年度より移転・新設し運営しているが、保育ニーズの高まりにより定員数と実際の入所児童数に乖離が生じたため、保育定員を 93 名から 103 名へ増員し、教育定員を 36 名から 15 名へ減員することで、全体の利用定員を 129 名から 118 名へ変更した。との答弁であった。

「地域子ども・子育て支援事業費、事業課題に「公立認定こども園運営形態等懇話会については、分かりやすい説明に努める」とあるが、何を分かりやすく説

明し、どのような理解を求めるのか。また、「委員からの意見をもっと聴取できるように」とあるが現状はどうか」との問いに、公立認定こども園運営形態懇話会では、多様化する教育・保育ニーズに対し、幼児期の教育・保育の質の向上及び支援の内容の拡充を図るため、公立認定こども園の 効果的・効率的な運営形態等に関する事項について協議をしている。懇話会という形を取っているので、意見の集約や承認を取るものではなく、公立園として運営しているのか、それとも民営化したほうがいいのか等いろいろな検討をする上で、様々な立場の方から意見をいただいている。構成員は、学識経験者、地域の代表者、子どもの保護者、幼保施設代表者の 10 名の委員で、令和 3 年度に 3 回開催した。協議内容は、運営費の仕組み、市内の幼保施設 の定員数の推移、民営化のメリット・デメリットなど、事例を示し委員から広く意見をもらっている。との答弁であった。

「幼稚園管理費、北幼稚園の修繕料 3 年分の主な内容は」との問いに、主な修繕内容は、令和元年度はブランコ座面とチェーン等の遊具修繕 14 万 6,300 円、テレビアンテナ修繕 7 万 8,870 円、自動火災報知設備発信機取替え 6 万 500 円等で合計 59 万 4,630 円。令和 2 年度は浄 化槽修繕 28 万 3,327 円、ブランコ支柱等遊具修繕 20 万 1,300 円、照明器具等修繕 16 万 5,000 円 等を行い、合計 84 万 6,075 円。令和 3 年度は屋根の漏水修繕 45 万 1,000 円、電源修繕 34 万 8,700 円、誘導灯本体機器の更新修繕で 29 万 400 円等を行い合計 153 万 5,542 円である。との答弁であった。

子育て応援課 主たる質疑。

「家庭児童相談室総務費、家庭児童相談室における児童相談件数の分類別実績と具体的な 内容と対応は」との問いに、令和 3 年度の相談件数は、延べ 1,690 件であった。分類別実績 は、児童の性格や生活について 124 件、児童の知能言語の発達について 23 件、学校生活について 355 件、非行 5 件、虐待等を含む家族関係 334 件、経済的な問題等児童を巡る環境が 549 件、児童の心身機能上の障害についての相談 78 件、その他 222 件であった。具体的な内容は、学校生活では、学費の支払いや学校の対応、転校、転園等の相談。家族関係では家庭内暴力、家庭不和等の相談、児童を巡る環境は家族の経済状況、養育能力の心配、家族の疾患や障害についてであった。対応については、継続的な助言、支援となる制度案や関係機関 の紹介、学校等と連携をしており、相談者のみでは手続きが困難な場合

は、福祉課、市民課、弁護士事務所、病院等へ一緒に出向き、同席して相談に乗っている。との答弁であった。

「発達支援事業費、支援の要望が拡大しているがその状況は。また、専門的な発達支援技術を保有する拠点増設は検討しているか」との問いに、支援の要望拡大とその状況は、幼児健診では、例年受診時の20から30%が要支援判定という結果になっている。保健師や保育士による園訪問では、在園児の27から36%が園から様子を確認したいケースとして上がっている。随時相談では、園からの対応についての相談が増加している印象である。専門的な発達支援技術を保有する拠点は、東遠学園組合であるため掛川市、菊川市、御前崎市、森町の—8—3市1町で協議が行われており、本市は福祉課が担当している。子育て応援課では各園で発達の状況を見極め支援していけるよう、保育教諭等を対象に発達支援の指導向上に向けた研修を実施している。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

教育文化部教育総務課主たる質疑。

「小学校・中学校管理総務費、プールの管理に係る経費と使用状況の説明を」との問いに、プールの管理運営に係る経費は、光熱水費における水道料及びろ過や薬注装置などの電気料、塩素などの薬品費、プール浄化装置、保守点検業務委託である。水道料は推定料金となるが、小学校は1校当たり約23万6,000円、中学校は約79万3,000円となる。電気料も推定料金となるが、小中学校とも1校当たり約7万9,000円となる。薬品費は、小中学校とも1校当たり約9万2,000円、プール浄化装置保守点検業務委託は、小中学校とも1校当たり約4万2,000円である。以上から、1校当たりでプールに係る管理経費は、小学校で約44万9,000円、中学校で約100万6,000円となる。各校のプール使用状況は、令和2年度は新型コロナの影響により使用していない。令和3年度の使用率（使用可能日に対する使用日数）は約75.6%である。令和4年度の使用率は約70%であった。との答弁であった。

「小学校特別支援教育就学奨励費、令和元年、2年、3年と支給対象者が示されているが申請件数は何件だったのか。また、支給対象者の今後の動向をどのように捉えているのか」との問いに、申請件数は、令和元年度が53件、令和2年度が79件、令和3年度が96件であった。今後の動向については、令和元年度と

令和4年度を比較すると支給人数は2.2倍となっている。特別支援学級へ入級する児童数が毎年増加していることに伴い、今後も支給人数は増加していくものと考えている。との答弁であった。

学校教育課 主たる質疑。

「小中一貫・連携教育推進費、それぞれ3学舎において9年後の子ども達のあるべき姿についてどのような協議がされたのか。令和3年度実績と内容の説明を」との問いに、「学びの庭」構想の実施のため、各学舎に地域や保護者の代表などで構成された運営協議会が設立され、地域の特色を生かした学校づくりについて検討をしている。岳洋学舎では子ども達の大切な命を守るために、菊西並びに菊東学舎では、学舎の目指す子ども像というテーマで協議がされた。この協議会で出された意見を、各学舎の目指す子ども像等と方針に反映し、9年後の社会に生きる子ども達に必要な力を、学校だけではなくて、地域総ぐるみで育ていくために、さらなる学校と地域の連携を進めたいと考えている。菊西並びに菊東学舎は、構想に対してグランドデザインを作成中である。岳洋学舎は、グランドデザインに基づき共通理解のもと進んでいる。との答弁であった。

「通級指導教室運営費、通級指導教室として「ことばの教室」で発達の特性に応じた指導等を運営されているが利用状況は」との問いに、特別支援学級には在籍しておらず、障害に応じた特別な指導を行う必要がある児童は、通級指導教室への対象となっている。学習の遅れを補習する場ではなく、あくまでも学習、生活上の困難を和らげることが目的である。令和3年度は、「ことばの教室」に通級した児童が39人、「ポプラ」への通級は18人となっている。「ことばの教室」の人数内訳は、小笠北小学校が19人、堀之内小学校が20人である。との答弁であった。

「外国人生徒指導費、日本語指導講師を増員するための策はあるか。人材確保が難しい理由には勤務形態や処遇の問題があるのでは」との問いに、現在、ブラジル国籍の児童生徒が特に多いが、フィリピン国籍の児童生徒も増加している。対応するための日本語指導講師の増員等を考えているが、現状希望者が少なく、教員免許が必要であること等も含め、適切な人材確保が難しい状況である。勤務形態、通訳、翻訳等、勤務内容に見合う人材が不足している。要件等も画策しながら、ハローワーク等に情報提供をしている。との答弁であった。

社会教育課主たる質疑。

「埋蔵文化財センター管理費、施設の老朽化による雨漏りの展示資料への影響は。顕彰活動団体等や図書館と連携をとり、不用となった公共施設を利用し菊川市の歴史を紹介するような計画をすべきではないか」との問いに、埋蔵文化財センターの雨漏りの主な場所は、収蔵庫と撮影室であり、展示室では雨漏りは起きていないため展示資料への影響はない。収蔵庫には発掘された土器が保管されているので、棚の上からブルーシートをかけ保管土器に影響がないよう応急措置を行っている。今後、根本的な対策を行っていききたい。不用となった公共施設を利用した歴史の紹介については、文化財の展示には温度管理や常駐の人員配置が好ましいため、今のところ該当する建物がない。今後も中央公民館、アエル、図書館や関係団体等と連携し、埋蔵文化財センターどきどきや歴史・文化の周知、啓発を行っていく。との答弁であった。

「埋蔵文化財センター管理費、令和3年度決算の修繕料51万円の中から雨漏り対策を行ったと推察するが、令和4年度当初予算の修繕料が25万1,000円と減っている。決算を踏まえてどういう展望で考えているのか」との問いに、最も雨漏りの原因となっている屋根上部の排気ダクトに板を張り、直接降り込まないような修繕工事を行った。特に悪いところから先に修繕を行っている状況である。との答弁であった。

図書館主たる質疑なし。

自由討議はお読みください。以上です。

○11番赤堀博副委員長

報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。

はい、9番織部議員。

○9番織部光男委員

9番織部ですけれども、2ページの猫の補助金の件ですけれども、時期は1月3月で回答もらってますよね。それで上限に達したところも載ってますけれども。予算的には使っているけども、それよりも多くの希望があったということで、自由討議の中にも補正を組んででももっと対応すべきではないのかという意見も出ていますけれども。補正を組んでやらない理由っていうのは質問されていますでしょうか。

○13 番倉部光世委員長

この猫の件に関しては、自由討議にもありますが、本来予算を組んでいるのでそこでフィックスをして予約がある方を来年に回していくってことをずっと続けてきているということで、補正までしてはということは今までは考えていなかったようです。

○9 番織部光男委員

2 ページの下のところのエネルギー施策についても同じことが言えるかと思うんですよね。これについては補正を組んだが、それでも10月にはなくなってしまったというようなことですね。やはりその補正の金額の問題もあります。見込みも甘かったのではないかと思うんですよ。やはり2回目の補正を組むということに対してはどうでしょうか。

○13 番倉部光世委員長

はい。さまざまな場面で予算と現実がずれてきているところがありまして、見たての甘さと世の中の状況の変化が早いので、今後委員会としても、自由討議とかいろんなところを書いてあるんですが、予算のたて方、あとどうしても必要にかられるものに関してはやはり補正組んで対応、来年に後回しにしないっていうことは、皆さんからの意見としてありました。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。今のことはですね、総務建設でも言えることなんです。やらなければいけないところを予算がないからそこでやめるとか、なんで補正を組んでやらないのかというようなことになるんです。こういう問題はやはり、原資の問題があるからね。教育福祉、総務建設両方に対して言えることは、やはりもう予算がカツカツで組まれているというふうにしか私は思えません。

○11 番赤堀博副委員長

自由討議でお願いします。はい。他にありますか。17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員

17 番です。タブレットの8ページ。こども政策課の幼稚園管理費。北幼稚園修繕料の主な内容は。ブランコの修理が令和元年度にありますけれども、また令和2年度にブランコの修繕があがっているんですよね。おそらく年に2回点検を行っていると思うんですけれども。ブランコのチェーンや座るイス、支柱は一体性

があるんですけども、その辺の関係についてどのような予算でこのように各年になっているのかは確認したのでしょうか。

○13 番倉部光世委員長

北幼稚園に関しては今後建てかえがあるということで、どれぐらい修繕費にこのところかかっているかっていう確認をしたいということで質疑をさせていただきました。やはりこのブランクが元年2年と連続ででているのはどういうことかということで、委員の方から質疑がありましたけれども。点検するそのタイミングによって座面がまず壊れていました。次に点検したら支柱でしたっていうことで。段階的に修繕が必要になっていたということで答弁をいただいています。

○11 番赤堀博副委員長

他にございませんか。それでは、以上で質疑を終了いたします。進行を倉部委員長にお返ししたいと思います。

○13 番倉部光世委員長

はい。それではただいまから、議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、議員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の上発言をお願いします。9番織部議員。

○9 番織部光男委員

はい。9番織部です。令和3年度の決算審査ということで、いろんな報告を受けてですね、私はどうしても感じるところは、予算の余裕がない、経常収支比率92%が関係していることは強く感じています。

先ほど私が言った猫の関係とかですね、やっぱ市民に直結した事業であって、そういったことをやっていかなければならないのに、それを制限してしまう。これでいいのかというようなことを、皆さんに考えていただきたいということなんです。

我々議員がやはり財政のことを真剣に見て、正しく予算が通ったものを実行している。しかしそれは、今の例もあるようにですね、見込みの甘さもあるし、予測が違ったということもある。しかし、それに対して市民の要求に応じていくという補正制度がある以上、補正予算で対応していくべきではないか。そのときに予算がないからこれ以上使えないからといってやめるというようなことをうすう

す感じる訳ですよ。ですからそういったこと、スクラップアンドビルドという言葉になりますけれども、やはり必要なものはやっていく、市民のためになることはやっていくということについて、私は予算的には使うべきだという意見をもっていますがどうでしょうか。

○13 番倉部光世委員長

はい。14 番山下委員。

○14 番山下修委員

14 番山下です。今の予算の関係なんです、予算が足りなくてというのは、動物の関係、地球温暖化の関係の太陽光、合併浄化槽の関係とか、そこら辺はいつも当初予算で組んだものが足りない部分が多くて。

特にその中でタイミングが一年先でもいいですよ、例えば合併浄化槽にかえるというのが、新築に伴ってというわけじゃなくて。今まであるものをかえるから1 年先でもいいですよ。来年度の申請でもいいですよというものもありますけれども。新築に伴ってですね、そもそも太陽光発電が何年に使われて、そういったものがタイミングが合わなくて、対象にならない。時期を待っていると家が建たない。こういうものは問題があると思うので。予備費を使ってでもしっかり対応していくべきだと思います。

○13 番倉部光世委員長

その他ご意見ありますか。17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員

17 番です。今の補助制度のあり方っていうのを考えていけないと思わうんですけど。やっぱり補助制度には目的があるわけですよ。その目的をこなすためにはどうするのかということ。また、不平等、不公平になってはいけない。この中でおかしいなと思うのは、やっぱり浄化槽の設置補助、この関係については、合併浄化槽を推進する区域、下水道区域、お互いに定まっていますよね。そこで合併浄化槽は今年度の枠は終わりましたよということになってしまうと、不公平になってしまいますね。完全に。そういう部分を含めて、改めて補正を組む。そうしないと、完全におかしいんじゃないかと思います。

それと、いわゆる自然エネルギーの利用促進の補助金というのがありますけれども。これもやっぱりある程度カーボンゼロを目指す補助制度の目的があります

ので。そういった中で新築に伴うもの、改築に伴うもの、主観的にやっていかなければならぬものも出てくるでしょうし。そういうものについて少し目的を見直してやるべきだと感じています。

それと、猫の関係、避妊の補助の関係。こういったものも先に予算枠を決めておいて、これが終わったら終わりですよとなっているんですけども。野良猫を無くすという目的があるならば、やっぱりある程度その年度に立てて市民から要請があったものについては、何らかの措置を取って補助すべきだと思っておりますので。ぜひこれから予算の時期に入っておりますので、そういうことの要請をする必要があるんじゃないかなと思いますので。よろしく願いいたします。以上です。

○13 番倉部光世委員長

7 番小林委員。

○7 番小林博文委員

7 番小林です。予防接種とかですね、教育福祉は予測不可能なものが多くて大変だとは思いますが、そういう補正という手段で、優先することをやはりやっていくことは重要で。合併浄化槽とか猫の関係をですね、質問すると答弁の中で実態数を把握していないというところで、終わってるんですね。ここをどのくらいの需要、実態数があるのかっていうのを把握しての予算組が非常に重要だと思います。全体の予算の関係もありますが、実態数をある程度把握しないと、そこで当初を組まないと、毎年同じような繰り返しになっているような気がします。その辺も含めて平等性というのはあると思うんです。

もうひとつ気になっている、決算と予算にからんでですが。総務建設にも出したんですが。各課のですね、規模、大小の大きさ、ひとりの課長部長に対する負担度合いがかなり違う気がします。その辺をですね、平準化、課を二つに分けるとか、国県との組織の関係もあるとは思いますが、その辺の組織自体の平準化を図らないと、そういうところに目がいくとわからないところもあるんじゃないかなというふうに思います。その辺も含めてですね、予算に関してはですね、実態把握というところが、今回決算した中で毎回感じたところなんです。その辺が改善すべきところじゃないかなと思います。

○13 番倉部光世委員長

はい。ありがとうございます。他の意見ございますか。9番織部委員。

○9番織部光男委員

9番堀部です。総務建設員会の中の、茶業振興課のときにですね、事業に関して、今までにないようなことをやっているんですね。やはり行政は前例がないとかですね、そういうふうなことを言う方が多い中で、私は新しいことを取り入れながら、今回も茶畑で叫ぶとかなんとか予定されているようですけども。産業振興課はバーベキューまでやったというような報告もありました。私はやはり、予算を立てて、事業をやるということに対してですね、やはりどんどんこういう新しいことを取り入れていくということが重要ではないかと思っております。

○13番倉部光世委員長

その他ございますか。17番松本委員。

○17番松本正幸委員

先ほど言い忘れましたのもうひとつお願いをしたいと思います。決算の関係で、決算額はゼロという一つの事業があったんです。その政策自体は重要な市民にとっての政策だったんですね。やっぱりそういった重要な政策が決算額がゼロ、研修とかコロナの関係もあるでしょうけど。いわゆる空き家の政策そのものは、コロナなくてもやらなければいけないことが必ずあるわけですよ。そのような事業がこのまま置かれているというのは、空き家対策は進んでいないと市民から見られるんじゃないかなと思いますので。やっぱり事業予算は確実にそういうなかたちに捉われることになりますので、こういったものもぜひ執行部に要請したらどうかなと感じておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○13番倉部光世委員長

はい。その他、15番内田委員。

○15番内田隆委員

15番内田です。先ほどの予算不足の話なんですけどね、やはり多分歳入と歳出の中で年間予算を組んでいる中では要望がきたらどんどんあげるってことはなかなか難しいとわかるんですけど。どの事業についてもトータルスケジュールっていうのか、何年後にどうしようっていう話をちゃんとしてないもんで。結局それともう一つは、補正予算で余ったお金がなかなか補正で減額されてきていない。

そうすると有効に使われていないんじゃないかなと、何か実態もあるんじゃないかなというふうに思います。

やはりとにかく今年の収入歳入と、支出を組み合わせながらも当初予算を組んでありますので、やはりそのままそれじゃあ、総合計画の中で組んだスケジュールと合ってるかははっきりわからないですけど、総合計画の中にちゃんとしたスケジュールが経ってれば、その中でどれを優先順位でやっていくか。当然その中で先ほど言ったように、予算不足なものがあるのならどういうふうなスケジュールにこれから変えていくか。何かトータルの仕事が各課で行われていない関係上、最終的に当初予算のときに切られれば仕方がないとか、現状の中でお金がないから仕方がないとか、そんなことで終わってしまっているのかなと思いますので。

まず、何年度までにこうしようっていうようなスケジュールをちゃんとたてていただいて。その後不用になったお金はできるだけ早く補正予算で出していただいて、それを再構築していく。それを決算で常に回していく。有効的なお金の使い方をやっぱりやっていっていただかないと。最後に5億残ったのでよかったよかったですではなくて。やはりそういうことでないような、執行をぜひお願いしたいなと思います。ぜひ出てきたらこんな意見もお願いをしたいなと思います。以上です。

○13 番倉部光世委員長

その他ご意見ありますか。10番西下委員。

○10 番西下敦基委員

10番西下です。前年度ですと、おそらく補正予算をなるべくやるなみたいなことの提言書が多分でていたと思うんですけど。ただいま不確実性の時代となってきたのかなと。やっぱりコロナがあったりとか、災害があったりして。

ただ、予算が足りないからどんどんつけろみたいな意見になってくると、財政規律の面である程度やっぱし数字上問題が出てくるとか、ただやっぱりやらないとサービスがあがらないとか。その辺の兼ね合いについて、議会としても議論が必要なのかと思いました。

財政の数字をよくしろっていうんだったら、何もサービスしなければその分お金がでないぶん財政はよくなりますけど。サービスしていかないとやっぱり市民の福祉の向上にはつながっていかないとしますので。何もお金使えなくて、基

金がどんどんたまって行って、財政がいいねって。サービスが遅れていく、そういったことがあると思いますので。財政の議論を議会としてはこれからもう少ししっかりしていった方がいいんじゃないかなというふうに思います。

サービスをどんどんしてもらったら、財政悪くなって、議会から文句を言う人が出るとか、それではちょっと困るかなと私は思いますので。もうちょっと柔軟な、補正をもう少し柔軟に、必要性をちゃんと説明していただいて執行とか、議会で議決できていければと思いました。以上です。

○13 番倉部光世委員長

はい。15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

15 番です。補正をできるだけ制限する提言を出したけど、そういうことではなくて。年間の予算を立てていただいて、こういう状態が出てきた場合についてはそれはそれで議論をしていく。ただ、お金があるから当初に出てくるようなものが出てきてはおかしいよということの中で、補正をしないように。できるだけ 1 年間分をちゃんとした予算を組んで、それが当然変化してきますので、何が出てきた場合についてはそれをちゃんと説明しそれを補うというね、そういうことでぜひ補正をお願いをしたいという、要望書があがったときに、皆さんそれで理解しているんじゃないかと思います。補正をやるなということではなくて、1 年間分、特に 15 ヶ月ぐらい前に決めた予算ですので変わってくると思います。変わってくることは構わない。そこはちょっと申し訳ないですけどお願いしたいと思います。

○13 番倉部光世委員長

はい、16 番横山委員。

○16 番横山隆一委員

反論するようで申し訳ないですが、執行部は事業をセレクトして、それに見合う適正な予算をつけているわけですよ。最終的に決算の段階で何を求めていかっていうと、例えば 300 万の予算で 300 万の執行、執行率 100 パーセントが一番だということです。それが一番精度の高い予算、執行である。ところが、行政に望むことは、できるだけ努力をして事業を完成をすること、その中で少しでも不用額を出す努力をなさよというのが考え方。だから先ほど内田議員が言

ったことは、最終的に単年度収支で余ったよ、だからこれを有効に使いなさいよというのは行政の会計法上ではできない。流用そのものもきちんとした要件がなければできない。行政は当初予算であれば、それを 100 パーセント事業を完成することが目的なわけですから。その点は、織部議員が言った猫の件に関しても、空き家の件も、要望があるからどんどん予算をつけていかどうかって言うのは、行政からしてみると、先ほどから言うように、新規事業でなければ、実績に基づいて予算計上しているわけですので。行政からしてみるとこれをまっとうにやるのが目的なので。それは社会的な事情であったり、あるいは条件によって要望が増えたときにどうするかって言うのは当然課内では考えていると思いますので。

私の今回の決算についてはさほど大きな問題はないと感じています。これは行政の役割や、やるべきことって言うのは確かにあって、今言うような問題が出てきている。これに関しては柔軟に考えるという言い方はね、今でできましたけれども、なかなかそれは仕組み上できない。

きちんとした市民の求める事業計画に対して、適正な予算が図られて、それを執行するのが行政の役割。知った上でやらないとなかなか難しい。これまでの私の経験上の考えです。

○13 番倉部光世委員長

はい、15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

15 番です。流用をやれといったつもりは毛頭ありません。あくまで補正予算の中で当初の計画よりも不用額がでてきたら減額してもらって、1 年間の有効に使えるところに予算をふりなおして、有効に使ってもらいたいといったつもりですので。余ったらどこかに使っていいとかそんなこと一言も言ってませんということだけ理解をしていただきたい。

○13 番倉部光世委員長

他にご意見ある方ございますか。はい。優先順位をしっかりと考えてやっていただきたいということで、自由討議は終了します。

それでは採決を行います。議案第 36 号令和 3 年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

はい。ありがとうございます。挙手多数。よって、議案第 36 号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。ただいまの審査の結果を本会議にて報告させていただきます。なお、討論通告の締め切りは明日 9 月 28 日までとなります。ここで 45 分まで休憩といたします。

休憩 10時35分

再開 10時45分

○13 番倉部光世委員長

時間前ですけど始めます。9 月 12 日に本特別委員会に審査を付託されました議案第 45 号令和 4 年度一般会計補正予算第 6 号を議題とします。それでは総務建設分科会の報告を行います。赤堀総務建設分科会長から審査内容をご報告ください。

○11 番赤堀博副委員長

はい。一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会報告。9 月 10 日の本会議において、一般会計予算決算特別委員会に付託された議案第 45 号、令和 4 年度一般会計補正予算第 6 号のうち、本分科会の所管事項について、9 月 13 日に行った審査内容を報告する。令和 4 年 9 月 27 日。菊川市議会一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会長赤堀博。

総務部主たる質疑。

「会計年度任用職員で、フルタイムの 1 名増員及びパートタイム職員で 9 名の新規雇用を見込んだが、継続雇用者 5 名、新規雇用者 4 名となった理由は」との問いに、会計年度任用職員を育児休業や病気休暇等で長期不在となる職員の代替え等により雇用する場合は、総務課の予算で対応している。会計年度任用職員フルタイム 1 名増員の理由は、当初予算の積算の時点では、育児休業に入る保育教諭職員の代替え 2 名の雇用を予定していたが、年度末に急遽、保育教諭職員 1 名が退職することになり、新たに 1 名を雇用したためである。また、会計年度任用職員パートタイムの新規雇用を見込んでいた 9 名のうち 5 名が継続雇用者となった理由は、当初予算積算時点では 23 名の雇用を見込み、そのうち令和 3 年度雇用中の会計年度任用職員から次年度の雇用を希望しない旨の連絡を受けた等により

9名を新規雇用として見込んだが、1月に募集をしたところ次年度雇用の希望がなかった職員から継続雇用を希望する旨の連絡があり、新規も含め選考した結果、4名は新規雇用となり、5名は令和3年度から令和4年度に引き続いての継続雇用者となった。との答弁であった。

危機管理部主たる質疑なし。

企画財政部主たる質疑。

「庁内情報システム運用費で、国が示した仕様書により見直しが必要となった要因は。また、事務フロー等の見直し支援業務委託料が増額されたが、国から財源などの交付措置があるのか」との問いに、見直しの要因は、国では、児童手当等の認定請求や保育施設等の利用申込み、妊娠届出などの子育てに関する15の手続き及び要介護認定や被保険者証の再交付申請などの介護に関する11の手続きの合計26手続きを、全国の自治体で今年度中に電子申請での手続きを開始することとしている。そのため、本市においても、令和5年3月からの本稼働に向けて現在準備を進めている。電子申請の開始にあたり、6月に国からの仕様書が示され、これまで市独自で作成していた申請書等が全国统一の標準様式での対応が必須となった。これにより、現在の窓口業務での受付手続について、事務フローの見直し等が必要となった。また、電子申請が開始されることに伴い、電子申請に対応した新たな事務フローの作成等が必要となったものである。なお、本事業について国からの財源交付はない。との答弁であった。

「庁舎管理費で、電気使用料479万円増額となったが、現在の仕入れ先は。また、電気の仕入れ先については今後検討するのか」との問いに、令和4年度の仕入れ先は、鈴与電力株式会社である。電気の仕入れ先の選定は、昨年度入札により実施した。しかし、燃料価格の高騰によるエネルギー市場の不透明感から辞退が続出し、入札が成立しなかったため、唯一入札参加の意思を示した鈴与電力株式会社と単独随意契約により単価契約を締結している。来年度の仕入れ先も、入札により決定したいと考えているが、現在も世界的な燃料価格の高騰が続いており、昨年度同様に入札が不調となることも想定されるため、その際は入札参加資格がない電力会社との契約といったことも選択肢に含めて仕入れ先の選定を行っていく必要がある。との答弁であった。

「固定資産税業務費で、法人の過年度分償却資産修正申告の内容説明を。また、

法人から修正申告されたが、行政側ではチェックできなかったのか」との問いに、償却資産の申告は、地方税法に基づき、償却資産の所有者は毎年1月1日現在における償却資産の状況を1月末までに申告することとなっており、所有者が計算して申告された課税標準額を基に、税率1.4%を乗じて固定資産税として課税するものとなっている。今回の修正申告は、事業者が償却資産の申告書を提出する際、最初の申告書提出時に、資産の価格を2分の1に低減できる公共の危害防止施設等・ごみ処理施設の特例を適用せずに計算し、提出したことによるものである。このことから、平成31年度から令和3年度、3か年分を過大に申告していたものについて修正申告が提出された。申告書内容のチェックは、担当者が提出書類の合計金額などの数値をダブルチェックにより誤りがないか確認をしている。資産内容のチェックは、事業所等の数も非常に多いため、毎年、年度ごとに対象分野を決めチェックを行っている。また、その分野の中でもチェックの対象をさらに絞るなどして、税務署の国税資料との突合せや現地調査等を行っている。今後の対策は、特例適用などの漏れが発生しやすいため、償却資産申告書発送時に注意事項を記載した資料を同封するなどして申告者に周知し、申告誤りの防止に努める。との答弁であった。

生活環境部主たる質疑。

「環境衛生総務費(下水道課)で、消耗品の内容と一般財源への振替不可の理由は」との問いに、消耗品は、浄化槽に係る図書、設置現場の状況確認で使用する物品を購入する。一般財源へ振替不可の理由は、浄化槽法に基づく事務の一部が県から市へ権限移譲されており、その事務に係る消耗品を購入するため、県からの交付金にて支出し、一般財源からの支出はない。との答弁であった。

建設経済部主たる質疑。

「道路橋梁長寿命化及び防災・安全事業で、事業費の減額理由は」との問いに、減額の理由は、令和4年度事業費として、国の交付金額で道路橋梁長寿命化の交付金1億775万1,000円、防災・安全の交付金3,432万円を国に対して要求を行ったが、令和4年度の交付金の内示額が示され、道路橋梁長寿命化費で9,764万4,000円、978万7,000円の減、内示率約90%、防災・安全では2,532万、900万円の減額、内示率約73%という減額の内示であったため事業内容を組み替え、事業費を減額することとした。との答弁であった。

「蓮池公園管理費で、大河ドラマに関する広域連携支援策等は、予算時にしっかりと観光振興計画を策定すべきでは」との問いに、広域で観光振興を検討する組織は、遠州観光協議会であり連携の体制はあったが、さらに今回の大河ドラマを契機とした観光客を呼び込むために、今年2月に浜松市を含めた遠州広域行政推進会議の中で、大河ドラマを契機とした誘客促進に西部地域が一体となって取り組む連携体制を整えた。計画自体はないが、随時開催される担当者会議等により、担当者同士の情報共有を密にして西部地域の市町が連携し、周遊マップの製作やスタンプラリーなど効果的な誘客促進を図っていくこととした。との答弁であった。

「獅子ヶ鼻砦跡への来訪者の増加見込みと市民や市内事業者へのメリットは」との問いに、市外から多くの観光客を誘致するためには、観光客に感動を与えるような観光スポットなどの観光コンテンツが必要となる。多くの競合するコンテンツの中から選ばれ、かつ、宿泊や飲食・購買により経済的な波及効果を促すような仕組みをつくらなければならない。さらに観光客が得られた感動をSNS等で発信してもらい、その価値を高め、みんなに知ってもらい、そういった仕組みや流れが必要である。昨年度、小菊荘や隣接するグラウンドの利用などの周辺施設では約9,600人の利用者があった。6月に蓮池公園で開催した「おひざもと市」には約300人の来訪者があり、これらの周辺施設への来訪者をできる限り取り込んでいくことにより、地域や市民にとって獅子ヶ鼻砦が貴重な地域資源のひとつとして保存・継承し地域に愛着と誇りが醸成されること、さらには市内事業者への経済的な効果につなげていきたい。との答弁であった。

「農業経営基盤強化推進費で、事業活用による経営規模拡大の計画達成が困難になり取り下げとなった理由は」との問いに、白ネギ生産者が耕作面積を60アールから120アールに拡大し、作業効率を向上させるためトラクターの購入を計画していた。しかし、この生産者が体調不良となり経営規模の拡大が困難となったためやむを得ず申請を取り下げた。との答弁であった。

「農業経営基盤強化推進費(茶業振興課)で、国への事業申請において成果目標計画の妥当性などから不採択となった理由は」との問いに、本事業は地域農業の担い手として経営発展や規模拡大を図る農業従事者を対象とした強い農業担い手づくり総合支援金であり、国の審査により採択されると県を經由し国庫10分の3の

補助率で交付される。申請要件には、事業実施において3年間の具体的な数値目標を設定し、達成することが必要となっており、成果目標の設定にあたっては市や県でも協議を行い、特に問題ないと感じているが、関連目標を設定する中での法人化や女性従業員の有無などポイントを稼げなかったことから不採択になったと分析している。との答弁であった。

消防本部主たる質疑。

「救急活動事業費で、4月から7月の搬送件数と内容は」との問いに、要請の種別毎では、交通事故が39件、労働災害が5件、運動競技が7件、転んでけがをしたなど一般負傷が72件、加害が5件、自損が6件、急病による要請が286件、その他転院搬送など43件で、合計463件であり、搬送人員は437人となっている。なお、1月から8月までは合計で1,042件、976人を搬送している。今年の特徴は、コロナ関連の増加とともに熱中症による出動も昨年1年間の11件に対し、今年は9月10日までに既に31件要請されている。今回の補正理由としている、新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染の可能性のある者の要請は、この内容のうち、急病に該当する。急病事案は、1月から7月までは平均月75件程度で推移していたが、8月だけで145件と大幅に増加しておりコロナ関連は7月8月だけで41件出動している。との答弁であった。

自由討議はお読みください。以上です。

○13 倉部光世委員長

報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。

○13 番倉部光世委員長

よろしいでしょうか。以上で質疑を終了いたします。次に教育福祉分科会の報告を行いたいと思います。ここで進行を赤堀副委員長と交代します。

○11 番赤堀博副委員長

はい。それではここから私が進行させていただきます。倉部教育福祉分科会長から審査内容をご報告ください。

○13 番倉部光世委員長

はい、13番倉部です。一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会報告。9月12日の本会議において一般会計予算決算特別委員会に託された議案第45号令和4年度菊川市一般会計補正予算第6号のうち本分科会の所管事項について、9月

13 日に行った審査内容を報告する。令和4年9月27日、菊川市議会一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会長倉部光世。

生活環境部主たる質疑。

「地球温暖化対策費、自然エネルギー利用促進補助金82万円の補正が特別に出てきた経緯は」との問いに、例年並みの予算であったが、思いのほか新築件数等が多く、ゼロエミッション(「zero」+「emission」からなる言葉で「何も排出しない」という意味を持つ)等の影響か、要望が多く、7月末の段階で予算がなくなり、年度途中で補助申請の待機もあることから今回補正を計上した。との答弁であった。

健康福祉部主たる質疑。

「健康増進事業費、出張健康相談事業は健康づくりの全体計画の中でどのような位置づけか、また開始時期、出張相談の体制や頻度はどのように計画しているのか」との問いに、全体計画の中での位置づけについて、検診事業、生活習慣病予防、食育推進事業、予防接種による感染症予防など健康づくりなどに関する取組みを進めているところである。本年度も定例健康相談等の事業を進めているが、参加人数は減少傾向であり、参加者の固定化や会場がプラザけやきの1か所だけであること等が課題である。企業版ふるさと納税を活用し、健康相談をより身近な場所で、気軽に、手軽にできるよう地区センターや公民館、企業などに出向く必要があるため、予算を計上した。12月ごろに周知・広報し、1月に車両や資機材の納品、車両を使用した出張健康相談事業は、早くて2月以降の開始を予定している。体制は、最低でも保健師または栄養士2名、計測などの補助で1名の計3名程度を考えているが、本年度の実施状況を踏まえ、検討していく。頻度については、次年度以降は月に2から3回程度の実施を考えている。との答弁であった。

こども未来部主たる質疑なし。

教育文化部主たる質疑。

「小中学校管理総務費、運動器具安全性検査で詳細検査が必要になったものの補正予算か、補正の経緯と内容は」との問いに、詳細な検査が必要になったため計上したものではなく、毎年実施している検査等に必要な補正である。補正計上の経緯は、当初予算により6月に小学校及び中学校の遊具等の安全点検、非破壊試

験、木材腐朽検査、報告書作成等を一括で設計し、2回の見積り合わせを実施したが、2回とも不調に終わった。1回目は、昨年度まで請け負っていた業者を含め、指名業者が辞退。2回目は、指名業者の入替え及び設計内容の見直しを行い実施したが不調となった。このため、2回目の応札業者への聞き取りを実施し、再度、設計内容の見直しを行ったところ、全ての検査等を実施するためには予算が不足することが分かったため、今回補正を計上した。なお、安全点検1回分は、当初予算により発注済みであり、今回の補正は、安全点検、木材腐朽検査、報告書作成2回分及び非破壊試験1回分の補正となる。との答弁であった。

「市文化財保存管理整備事業費、発掘調査の工程と完了見込みはどのように予定されているのか。また、遺構実測支援システム導入の内容とその効果は」との問いに、発掘調査の工程については、現在把握している遺跡の規模や位置から、樹木の伐採や現地調査の準備が完了し次第、早期に着手し、令和5年3月末までには発掘調査を終了する見込みである。令和5年度は、令和4年度の発掘調査の成果を基に、整理作業や報告書の刊行を予定している。今回の発掘調査では、山の斜面に造られたトンネル状の古墳時代の墓が対象となるため、斜面への足場の設置等に労力と費用がかかり、測量でもトンネル内部の調査作業が長期にわたるため崩落等の危険も排除できないという問題を解決するため、遺構実測支援システムを導入する。その効果は、デジタルカメラで撮影した斜面やお墓の内部写真を専用のソフトに取り込むことで立体画像を作成でき、調査の安全性、調査期間の短縮、発掘調査費用の縮減を図ることができる。との答弁であった。

「菊川城館遺跡群整備事業費、事業費が30%減額となっているが整備構想に影響はないのか。また、経費の財源はどこに求めるのか」との問いに、事業費の減額は、当初、文化庁に要望していた補助金が減額されたことによる対象事業費の減額と、その事業費を基に入札を行った基本設計業務委託費及び樹木維持管理計画業務委託の差金を合わせて減額補正するものである。減額による事業の変更内容は、基本設計業務委託は、文化庁の内示額に合わせるため、対象面積を4,150㎡から4,000㎡に縮小、樹木管理維持管理計画業務委託は、内容変更はない。今後進める菊川城館遺跡群基本整備計画の前期計画においても、大きな計画変更はないと考えている。財源は、文化庁の補助金が50%、県補助金は限度額の166万6,000円となる。との答弁であった。

「公園体育施設管理費、菊川運動公園のグラウンドフェンスの修繕計画と修繕内容は。また、今回修繕を行う理由は」との問いに、場所は菊川運動公園の人工芝、炭焼きさわやか菊川グラウンドの北側、スロープ状の出入口周辺である。グラウンドと北側園路との段差があり、雨水の浸食によりフェンスの支柱の基礎部分が徐々に露出して傾きが見られる状態となっているため、フェンスの支柱の基礎部分について補強等の修繕を行う。このフェンスはこれまで指定管理者の修繕費の中で対策を行っており、改修を行う計画等はなかったが、今回は根本的に手をかける必要があると判断し補正予算を計上した。との答弁であった。

「教育活動推進費、モバイルルーター通信費 66 台 6 か月分の増額は通信容量を増やすための措置か」との問いに、通信容量を増やすためではなく、市内小中学校 12 校の音楽室や理科 室などの特別教室に十分な通信環境が得られなかったことを解消するためである。との答弁であった。

自由討議はお読みください。

○11 番赤堀博副委員長

報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。はい。

9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。1 ページのエネルギーの関係ですけどね、例年並みの予算であったということは、先ほどから令和 3 年度決算について補正を 54 万、それでも足りなかったというようなことで、これは令和 4 年度と令和 3 年度の当初予算が例年並みというそういう解釈でいいんですか。

○11 番赤堀博副委員長

はい。答弁を求めます。13 番倉部委員長。

○13 番倉部光世委員長

はい。これは今年度の予算ですので令和 4 年度です。

○11 番赤堀博副委員長

はい。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

ですから、例年並みの予算という回答があるんですけど令和 4 年度は令和 3 年度の当初予算とほとんど同じですかという質問です。

○11 番赤堀博福委員長

答弁を求めます。13 番倉部分科会長。

○13 番倉部光世委員長

はい。そこまでは確認しておりません。

○11 番赤堀博福委員長

9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

自然エネルギーを 70%まで持っていかなきゃいけないという国策もあります。やはり菊川市でもそういったことに準じて予算を増やしていくべきだと思います。前年度の何を何の考えもなしに、前年がこうだったから良いという、そういった予算的な問題が、我々もそれを見なきゃいけないと思うんですけど。そういう点を感じました。

○11 番赤堀博委員

他に質疑はございませんか。それでは以上で質疑を終了いたします。ここで進行を委員長へお返しします。

○13 番倉部光世委員長

はい。それでは、ただいまから議会基本条例第 11 条第 2 項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手のうえ、発言をお願いします。

○13 番倉部光世委員長

9 番織部委員。

○9 番織部光男委員

9 番織部です。今の続きですけれども、やはり全体的な流れの面でみなきゃいけないこと、前年度の結果を見なければ、当初予算にそれを反映させるという決算評価ということを我々実施しているわけですけれども。事業に関しまして、これはいい、これを続ける、これを増やしていくというような形ですね、予算審査がですね、もう少し充実しなきゃいけないのかなとこの件を見て思いました。

○13 番倉部光世委員長

はい。その他ご意見ございますか。補正予算について、織部委員の件に関連し

でも結構です。他にございませんか。ないようですので、自由討議を終了します。それでは採決を行います。

議案第 45 号令和 4 年度菊川市一般会計補正予算第 6 号は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方挙手をお願いします。

○13 番倉部光世委員長

はい。ありがとうございます。挙手全員。よって議案第 45 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。ただいまの審査の結果を本会議で報告させていただきます。

それではこれを持ちまして一般会計予算決算特別委員会を閉じたいと思います。なお、昨年から行っております決算についての提言というか、意見書というのを今回の分科会と、本日の皆さんからの自由討議等のご意見をお受けして、予算決算特別委員会委員長副委員長で検討いたしまして、作らせていただきたいと思います。また皆さんにお示ししますのでよろしく願いいたします。

それでは赤堀副委員長、閉会のご挨拶をお願いいたします。

○11 番赤堀博委員長

本日は令和 3 年度の一般会計決算の審査の報告。それから令和 4 年度一般会計補正の審査の報告をして、皆さんからいろいろな意見をいただきました。最終日の本会議にて報告させていただきます。本日はありがとうございました。

○議会事務局落合和之

それでは互礼をもって終了したいと思います。ご起立ください。相互に礼。

おつかれさまでした。

閉会 11時14分